

新しい離島振興に向けて



国土交通省国土政策局前離島振興課長

おかもとみふみ
岡朋史

三重県出身。平成4年経済企画庁(現内閣府)入庁。長野県庁、在タイ日本国大使館一等書記官、復興庁参事官、内閣府参事官(自殺対策担当)、同(少子化対策担当)、内閣官房内閣情報調査室内閣参事官、同まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣参事官(総括)等を経て令和2年8月から同5年1月まで国土交通省国土政策局離島振興課長を務める。現公正取引委員会中部事務所長。

昨年、一月一八日、国会において離島振興法の改正が全会一致にて可決・成立しました。同法の改正にあたり、谷川

弥一自由民主党離島振興特別委員会委員長、石原宏高同事務局長のイニシアティブのもと、五十余りの論点について各省庁から集中的にヒヤリングを行い「新しい離島振興の基本方針について(大綱)」において基本的な方向性を定めて頂くとともに、公明党においても竹谷とし子離島振興対策本部長、里見隆治同事務局長(ともに当時)を中心に「新しい離島振興ビジョン2022」をとりまとめ頂きました。さらに、法案調整のプロセスの中で野党議員のお考えも丁寧に反映して頂くなど、まさに、政治主導での法改正でした。我々、離島振興課と致しましても、議員の方々の積極的な議論を担当とし

てお支えした次第ですが、「議員立法」ならではの新しい方向性を打ち出して頂いたものと大変感謝しております。

今回の改正において、今後一〇年を見ずえて、「離島のデジタル化」と「再生可能エネルギーの導入・活用」といった考え方が示されています。これは、政府全体のデジタル田園都市国家構想や地方創生の取組と軌を一にしたものです。特に、離島のデジタル化(高度情報通信ネットワーク)については、法的な位置づけを「適切な配慮」から「特別な配慮」に格上げするとともに、「ネットワークの充実」や「維持管理」といったインフラ関連ばかりでなく、先端的な技術の「活用」にまで焦点を当てています。四方を海等で囲まれている離島において、隔絶性の解消が重要ですが、離島のデジタル化はその克

服に向けた重要な手段であり、その具体的な活用事例として、「遠隔医療」「遠隔教育」を新たに明記しています。

また、「関係人口」も地方創生を進めていく上でのキーワードですが、「離島と継続的な関係を有する島外人材も活用しつつ」として、関係人口の考え方も盛り込まれています。関係人口は、「交流」から「定住」をつなぐ概念だとも捉えられますが、担い手不足の中、「場所にとられない働き方」と相まって、今後の離島の当事者（プレイヤー）を潜在的に生み出していくという点で重要な概念だと思います。なお、全ての法律の中で、関係人口の考えを盛り込んでいるのは、今回の離島振興法がはじめてとなりました。

医療や介護人材の確保、就学機会の確保や離島留学、航路・航空路の維持、空き家の活用、防災等、個別のテーマに関しても幅広く議論を進めて頂き、法改正の中に落とし込んで頂きました。例えば、医療に関しては「適切な配慮」から「特別な配慮」に格上げをしています。これは、離島における医療人材の確保が非常に困難になっていること、十分な医療施設がない中、ドクターヘリ等の緊急医療体制の構築が極めて重要である等の議論を反映して頂いたものです。なお、「特別な配慮」とは、今まで以上に、問題の所在を丁寧把握、分析しながら、それを踏まえた対応を積極的に果たすことと考えています。

小規模離島への配慮も新設されました。高齢化が一層進んでいる小規模な離島に対して、普通の日常生活の維持が図られるよう配慮するものです。例えば、商店の閉鎖に伴って買物環境が失われた離島に対して、自治体や住民、企業等が共同して買い物支援を実施している取組等に対しての支援を想定していますが、買い物ばかりでなく、見守り等の取組と併せて行うことで、離島の課題を解決するためのいわば“地域のインフラ”にまで昇華していくことを期待しています。

一二月、令和五年度予算案が閣議決定されました。離島振興法改正の趣旨を踏まえ、離島活性化交付金に加えて、新たに「離島広域活性化事業」を創設することで、支援メニューを拡張しました。例えば、デジタル技術実装に向けた取組、小規模離島等生活環境の取組、外装も含めた空き家改修の取組等への支援等を新たに出来るようになりました。これで十分だとは思っていません。まずは第一歩ではありますが、離島自治体には是非有効に活用して頂きたいと思っています。

離島の抱える課題は、日本全体が抱える課題が複合的かつ先鋭的に表れています。この意味で離島の課題に対応することは、日本の課題解決に向けた道標になるものです。離島振興法でお示し頂いた方向に向かってしっかりと歩んでいきたいと思います。